

横福指第30号
平成31年（2019年）4月24日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者 様
指定相談支援事業者

横須賀市長 上 地 克 明
(公 印 省 略)

改元に伴う指定障害福祉サービス事業者等における指定通知書等の元号の表記について（通知）

日頃から本市の福祉行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、元号を改める政令（平成31年政令第 143号）に基づき元号が改められる場合の指定障害福祉サービス事業者等における指定通知書等の元号の表記等については、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、障害福祉情報サービスかながわに掲載の指定申請書等の関係様式は、随時修正を行い、掲載をします。

記

- (1) 指定通知書等において、改元日以降の日付の元号を「平成」と表記している場合であっても当該表記は有効であり、指定通知書等の差し替えは行わないこと。
- (2) 本年5月1日以降、指導監査課に届出を行う申請書等に記載する届出年月日等の元号は、当分の間、「平成」又は「令和」のいずれの表記でも可能とすること。
- (3) これらの取扱いは、指定障害福祉サービス事業者等において各サービスの提供に際して作成する文書について準用すること。ただし、利用者又はその家族に説明等を行う文書に改元日以降の日付を元号で表記するときは、その理解に資するため、可能な限り「令和」とすることが望ましいこと。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課
指導監査第3係 電話 046 (822) 8411